

## 指定管理施設の管理運営評価票（評価対象年度：令和 4 年度）

施設所管部署	健康福祉部地域福祉課（R 5～障害福祉課）
評価対象期間	令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 5 年 3 月 3 1 日
評価対象年度指定管理料	12,290,000円

## 1. 施設の概要等

施設の概要	名称	焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター
	所在地	焼津市宗高950番地の1
	設置目的	精神障害者の地域活動支援センターとして
	設備の概要	(施設面積) 専有面積 168.075 m <sup>2</sup> (全体面積 396.90 m <sup>2</sup> ) (施設内容) 精神障害者地域活動支援センター

## 2. 指定管理者の概要等

指定管理者	名称	特定非営利活動法人 精神保健福祉焼津心愛会
	所在地	焼津市一色628番地の1
指定管理業務の内容	○地域活動支援センターの施設管理 ○地域活動支援センターの施設運営 （精神障害者に対する生産活動の場の提供、創作的活動の場の提供、日中に居場所の提供）	
指定期間	令和3年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 3 1 日	

## 3. 指定管理者業務運営項目評価

評価項目	指定管理者		市	
	自己評価	評価の理由	評価	評価の理由
1. 施設体制に関する評価	B	協定書に従い、円滑に市・関係機関との連携を図り研修や職員会議等により利用者支援の強化や情報共有、ホームページによる情報公開や広報活動に努めました。また、個人情報の管理、整備、緊急時の訓練(LIVE 通報 119による通報訓練)等を適正に行い管理運営しております。	B	協定書に従い、事業計画に即した事業が実施され、個人情報の管理、緊急時の訓練、職員の知識・技術の向上、関係機関との連絡調整等、適切に運営されている。情報公開についてもホームページ等を用いて情報発信に努めている。
2. サービス内容や水準に関する評価	B	コロナ禍 3 年目となり一部交流事業を再開し感染予防対策を講じておりましたが、職員 3 名の感染があり 8 日間臨時閉所にて対応。感染を最小限にできました。また日頃の活動やアンケートから発信された意見を利用者、職員共に考え、気持ちを表出できる安心の場・開かれた場となるよう更に努めました。実利用は昨年度並み。小さな意見を取りこぼさず能	B	利用者アンケートでは、回答者の 75%が、センターがいこいの場になっており、また、困った時の相談相手として「大井川心愛」と答えている方が最も多く、電話やメール等でも相談に応じる等、利用者寄り添った支援が行われている。また、様々な活動を通して「気持ちを表出できる安心の場・開かれた場」となるよう努めていることも確認できる。令和4年度はコロナにより、臨時閉所することになってしまった

		<p>動的に利用者自身が取捨選択できるように支援して参りました。利用を控えた方には、真摯に電話やメールにて相談対応を行いました。</p> <p>また、施設等の維持管理を適切に行い周辺住民との良好な関係を保持しています。</p>		<p>が、感染拡大をすることはなかった。感染症対策も適切に行っている。また施設の維持管理も仕様書等に基づき適切に行われている。</p>
3. 収支等の評価	B	<p>指定管理料の範囲内でされており特に課題とされることはないと思います。</p>	B	<p>帳簿・書類は適正に管理され、指定管理料の範囲内で適正に予算を執行しており、収支及び経営状況は安定している。</p>
総合評価	B	<p>“居場所の活動”の本格主導から9年。コロナ禍で活動の幅が制限された中、公共の場として公平性を保ちながら利用者の意見に耳を傾け“大井川心愛らしい風土”作りを続けて参りました。『いつ来ていつ帰ってもよい場所』『安心安全な場所』、地域における『彼らの定点』として存在した結果、今年度も2名の方が次のステップに移る事ができました。</p> <p>今後もスタッフ一同、障がい“個性”と捉え、支援してゆきます。また、更に多くの方に認識され、利用の促進に繋がるよう努めてまいります。</p>	B	<p>社会参加を始める第一歩となるための「居場所」としての機能が果たされている。また利用者の相談にも真摯に耳を傾け、利用者の安心できる場所になっている。来所できない利用者には電話やメールでの相談に応じる等、利用者寄り添った支援が行われている。精神障害がある方は年々増加傾向にあり、今後も市の地域活動支援センターとして、果たす役割も重要性を増してくると思われる。今後も利用者の自立につながる支援を継続していただくとともに、新たな登録者を増やしていくため、市と協力してPRを工夫する等、更に努力されたい。</p>

【評価区分】

- 評価基準：A（優良）協定書、仕様書等を遵守し、その水準よりも優れた管理内容である。
- B（良好）協定書、仕様書等を遵守し、その水準に概ね沿った管理内容である。
- C（課題含）協定書、仕様書等を遵守しているが、管理内容の一部に課題がある。
- D（要改善）協定書、仕様書等を遵守しておらず、改善の必要な管理内容である。